

浅川清流環境組合郵便入札実施要領

(趣旨)

- 第1条 浅川清流環境組合（以下「組合」という。）における一般競争入札、指名競争入札及び随意契約について、郵便等による入札（以下「郵便入札」という。）を実施するに当たり、必要な事項を定める。
- 2 郵便入札の実施に関しては、関係法令及び浅川清流環境組合契約事務規則（平成27年規則第11号）に定めるもののほか、この要領の定めるところによるものとする。

(郵便入札の実施対象)

- 第2条 郵便入札は、公示又は通知をしたものについて実施するものとする。

(入札に係る費用の負担)

- 第3条 郵便入札に係る費用は、入札の結果にかかわらず、入札参加者の負担とする。

(入札書の送付方法)

- 第4条 郵便入札による入札参加者は、入札書その他当該入札の公示又は通知で指定する書類（以下「入札書等」という。）を、あらかじめ指定された到達期限日までに、組合に到達するよう郵送しなければならない。
- 2 前項の規定により入札書等を郵送する場合は、書留等（信書が送付可能かつ受取方法が対面式であり、その受信の履歴が追跡番号等で確認可能な方法に限る。）の方法で行わなければならない
- 3 第1項に規定する入札書等の封入方法等についてはあらかじめ指定された方法に従わなければならない。

(入札の辞退)

- 第5条 入札参加者が入札を辞退する場合は、任意の書式にて辞退届をあらかじめ指定された方法で、開札開始までに提出しなければならない。

(入札書の保管等)

- 第6条 入札書等が到達したときは、その日付を封筒に押印のうえ、開札時まで封のまま保管しなければならない。
- 2 到達した入札書等は、書換え、引換え又は撤回をすることはできない。

(開札)

- 第7条 郵便入札の開札の執行に当たっては、あらかじめ指定された日時及び場所に

において、入札事務に関係のない組合職員を立ち会わせ、開札するものとする。

- 2 入札参加者は、開札に立会うことができる。ただし、代理人が立会う場合は、委任状を提出しなければならない。

(入札書の無効)

第8条 次の各号に該当する入札書は、無効とする。

- (1) 第4条による送付方法によらないもの
 - (2) 封筒に封印封かんのないもの
 - (3) 金額の表示を改ざんし、又は訂正したもの
 - (4) 当該入札に関係のないことが記入されているもの
 - (5) 同一の入札書に2件以上の入札事項を連記したもの
 - (6) 封筒に記載の件名と同封している入札書の記載が異なるもの
 - (7) 前各号に掲げるもののほか、指定された入札条件に違反したもの
- 2 開札前に無効とした入札書は、開札しないものとする。また、無効とした入札書は、返却しないものとする。

(入札回数)

第9条 郵便入札に付した場合の入札は、3回以内とする。ただし、1者でも入札価格が予定価格の範囲内であれば、次の入札には移行しないものとする。

(くじによる落札者の決定)

第10条 落札候補者となるべき同価格の入札をした者が複数者ある場合は、次の各号により決定する。

- (1) 入札参加者は、あらかじめ入札書のくじ用数字記入欄の3桁の数字を記載する。
- (2) 立会人により2桁の乱数を決定する。
- (3) 立会人により、くじ用業者番号に業者番号を付ける。(0. 1. 2・・・)
- (4) 同額入札者が記載した第1号の数字の合計に第2号の乱数を加え、同額入札者の数で除し、余りの数字と前号で付番した番号が合致した者を落札候補者とする。
- (5) くじ用数字記入欄に数字が記載されていないものは0とみなす。

(入札を延期する場合等の措置)

第11条 郵便事情等により事故が発生したとき又は不正な行為等により必要があると認めるときは当該入札の延期、中止又は取消しをすることができる。

- 2 郵便入札の開札を延期する場合は、到達期限までに到達した入札書等を延期後の開札日時まで厳重に保管するものとする。

(入札結果の通知)

第 12 条 郵便入札により落札者を決定した場合は、速やかに当該落札者に落札決定の通知を行うとともに組合ホームページに入札結果を公表する。

(異議の申立)

第 13 条 入札参加者は、郵便事故等により入札書等が期限までに到達しなかったことに対し、異議を申し立てることはできないものとする。

(その他)

第 14 条 この要領に定めるほか、郵便入札実施に関して必要な事項については別に定める。

付 則

この要領は、令和 6 年 6 月 1 日から施行する。

付 則

この要領は、令和 3 年 11 月 30 日から施行する。